

別紙

(1) 介護保険給付対象となるサービス(1割負担)

R6. 6月～

要介護度 サービス基本利用 料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	5,890円	6,590円	7,320円	8,020円	8,710円
自己負担額	589円	659円	732円	802円	871円
外泊時費用 外泊、入院した日の翌日から月6日を限度とし加算します。 月をまたぐ場合は最大で連続12日を限度とし加算します。					1日につき 246円
初期加算 入所した日から30日以内の期間と30日を超える入院後に 再入所した場合加算します。					1日につき 30円
療養食加算 医師の発行する食事せんに基づく療養食を提供した場合加算します。					1食につき 6円
日常生活継続支援加算 入所者のうち要介護4・5の割合が70%以上又は認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が65%以上であり、たんの吸引等が必要な利用者の占める割合が入所者の15%以上である場合加算します。					1日につき 36円
看護体制加算(Ⅰ) 常勤の看護師を1名以上配置した場合加算します。					1日につき 4円
看取り介護加算 医師が回復の見込みがないと診断した入所者について、本人及び家族とともに、医師、看護師、介護職員等が共同して、随時本人又はその家族に対して十分な説明を行い、合意をしながら、その人らしさを尊重した看取り介護を行った場合、死亡日を含めて30日を上限として加算します。					1日につき 72円 144円 680円 1,280円
夜勤職員配置加算(Ⅰ) 夜間帯(午後10時～翌日の午前5時を含む16時間)の介護職員又は看護職員の数が規定する職員数以上の場合に加算します。					1日につき 13円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 基本サービス費に各種加算を加えた総額に加算率を乗じた額で算定					加算率 14.0%

※ 介護保険負担割合証の記載が2割又は3割負担の方は、上記の金額にそれぞれ乗じた額になります。(処遇改善加算は含まない)

※ おむつ代は、サービス基本料金に含まれます。

※ 入院期間中の利用料金について

- ・介護サービス費に代えて、外泊時費用(1日 246円 月6日を限度)をご負担いただきます。月をまたいでの外泊、入院の場合には、最大12日の限度となります。
- ・入院期間においても居住費をご負担いただきます。  
介護保険負担限度額認定を受けている場合、月6日までは、減免の対象となりますが、7日目以降は、1日あたり855円をご負担いただきます。
- ・30日を超える入院後に再び入所した場合、初期加算(1日 30円)をご負担いただきます。

※ 高額介護サービス費の制度

介護サービス費の負担上限額を超えた部分は、高額介護サービス費として払い戻し手続きがありますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。

(2) 介護保険給付対象とならないサービス

居住費	1日あたり 915円 (基準費用額)
食費	1日あたり 1,445円 (基準費用額)
理容・美容サービス	実費 (理容、美容により金額が変わります)
レクリエーション・活動	材料代等の実費
複写物	1枚につき 10円
日常生活品	衣類、歯磨きセット、箱ティッシュ等のご準備ください
電化製品 (テレビ等)	電源1件につき 1日50円
居室明け渡し精算料金	サービス基本利用料金の全額をいただきます

※ 特定入所者介護サービス費の制度

居住費・食費について、市町村民税世帯非課税等所得が一定基準以下の方は、自己負担額が下表のとおり段階に応じて軽減されますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。

「介護保険負担限度額認定証」による負担段階と居住費・食費負担限度額

利用者負担段階	対 象 者	預貯金等 合計額	居住費 負担限度額	食費 負担限度額
第1段階	市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 生活保護受給者		0円	300円
第2段階	市町村民税世帯非課税であつて、年金収入額+合計所得金額が80万円以下	かつ、預貯金等の合計が650万円(夫婦は1,650万円)以下	370円	390円
第3段階 ①	市町村民税世帯非課税であつて、年金収入+合計所得金額が80万円超120万円以下	かつ、預貯金等の合計が550万円(夫婦は1,550万円)以下	370円	650円
第3段階 ②	市町村民税世帯非課税であつて年金収入額+合計所得金額が120万円超	かつ、預貯金等の合計が500万円(夫婦は1,500万円)以下	370円	1,360円
第4段階 (非対象)	上記以外の方		915円	1,445円

\*上記、居住費・食費の金額については、1日あたりの料金となります。

\*食費は、1食以上提供した場合に日額をご負担いただきます。